

# くらて

6 月定例会号

No. 76

平成20年7月31日発行

議会だより

発行 / 福岡県鞍手町議会・編集 / 議会だより編集委員会・〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705 TEL 0949-42-2111・印刷所 / 福岡コー-



百条委員会の設置、行政報告 . . . . .	2~3	議案質疑 . . . . .	9~12
平成20年度補正予算 . . . . .	4	百条委経過報告、ふるさと納税制度 . . .	12
専決処分の承認 . . . . .	5	意見書 . . . . .	13
条例の改正・その他の議案 . . . . .	6~7	一般質問 . . . . .	14~19
行政報告 . . . . .	8	議会を傍聴して、表紙の紹介 . . . . .	20

# 百条委員会を設置

## 公金横領事件の 全容解明に向け

平成20年5月26日発覚した、元会計収納対策課職員による公金横領事件の全容を解明するため、町議会では「公金横領に関する調査特別委員会」（百条委員会）を設置しました。

今回発覚した公金横領事件は、過去鞍手町の歴史において類を見ない大事件です。

6月2日には町議会全員協議会で、6月4日には定例会冒頭で町執行部からこの事件に関しての

報告を受け、また6名の議員により一般質問も行われましたが、事件の全容については調査が始まったばかりで、これから解明していくとの答弁でした。

町民の皆様には迷惑をかけたことを謝罪するためにも、また、今後このような事件を起こさないようにするためにも、全容解明が必要ということから、議員より地方自治法第100条に基づく「公金横領に関する調査特別委員会」設置の議案が提出され、全員一致で可決しました。



公金横領事件を報じる5月30日付の新聞各紙

### 百条委員会と調査権限

百条委員会とは、地方自治法第100条に基づき地方議会の議決により委任を受けた特別委員会のことです。

この委員会には、百条調査権という権限が与えられ、関係者の出頭、証言、記録の提出を請求することができます。正当な理由がなく拒否した場合または虚偽の陳述を行った場合には、罰則があります。

しかし、調査権は事実の解明の手段であり、警察のような捜査権ではありませんので、関係者を罰することはできません。問題点の真相解明をすることにより、事務事業の改善又は中止などを促すものです。

### 公金横領に関する調査特別委員会

- 1 調査事項  
公金横領に関する事項
- 2 特別委員会の構成  
地方自治法第110条及び鞍手町議会委員会条例第4条の規定により、議長及び議会選出監査委員の議員を除く11人で構成
- 3 調査権限  
本議会は、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条の権限を公金横領に関する調査特別委員会に委任する。
- 4 調査期限  
1に掲げる調査が終了するまで



# 全員協議会を開催

## 事件について 町長より説明

事件発覚をうけ、町議会は6月2日、全員協議会を開催しました。

全員協議会では町執行部から、職員が平成11年度から19年度までの間に1億8390万円を横領した旨の報告を受けるとともに、執行部に対して次のような質問をしました。

- ・職員の処分が早すぎて調査に支障をきたすのでは。
- ・議会本会議で行政報告はあるのか。
- ・横領された金額、期間は確定か。まだ余罪が出てくる可能性はあるか。
- ・横領された金額は回収可能なのか。
- ・職員による不祥事が続いているが、反省し、適切に対応しているのか。
- ・基金の残高は正しいのか。

か。予算、決算の数字も違ってくるのではないかと。

執行部の回答は、「役場内で調査委員会を立ち上げ、調査を始めたばかりなので、現在わかっている範囲での報告」ということでした。

## 百条委員会 設置を検討

全員協議会終了後、議会としてこの問題（事件）にどのように取り組んでいくかを検討した結果、今後このような事件を起こさないようにするために、議会として内容説明をする必要があるとして、調査権限を持つ特別委員会（百条委員会）を設置することにしました。

これから、原因の究明や責任の所在などを明らかにするため、調査をすることにしています。



町長の報告のあと頭を下げる町執行部

# 行政報告

事件について町民の皆様にも早く知らせるべきだとの議会の要望で、定例議会の初日に、行政報告が行われました。

## 元会計収納対策課職員 による公金横領事件

今年5月26日、元会計収納対策課職員による公金横領事件が発覚しました。会計収納対策課で管理運用していた、特定目的基金などを横領したものです。

被害額は、かんがい排水施設基金などが1億7090万円、職員の生命保険等事務手数料が1300万円で、総額1億8390万円です。

町は「公金横領調査委員会」を立ち上げ調査を行うとともに、法令違反並びに町財政に甚大な被害を与えたことを理由に、5月28日付で同職員を懲戒免職としました。

町は直方署に事件発覚を通報し、同職員も自首したので、現在、同署で取り調べ、捜査が進められています。

## 過去の教訓が 生かせず残念

数年前も、職員の不祥事が発生し、その教訓が生かされずに、再発したことは残念でなりません。

財政の健全化のもと、厳しい負担をお願いしている中、このような事件が起こったことは誠に遺憾であり、町民の皆様をはじめ関係各位に深くお詫び申し上げます。

1日も早く事件の全容を解明するとともに、町行政事務の執行を根本的に見直し、再発防止に向けて万全の対策を講じ、住民の信頼を取り戻せるよう全力を尽くします。

# 平成20年度 補正予算

## 小学校統合検討委員会や

## なかよし学級の経費など

一般会計 4837万円を追加



補佐教員が配置された新延小学校のなかよし学級

### 一般会計

(全員賛成で可決)

補正予算第1号は、「男女共同参画審議会」や「室木小と西川小の統合についての検討委員会」に係る費用、妊婦健診の回数を2回から5回に増やしたことによる委託料の追加、老人対策費、道路橋梁費の追加、小学校のなかよし学級補佐教員1名に係る費用の追加などを盛り込んだ内容となっています。

また、補正予算第2号は、百条委員会の設置に関する費用の補正を行っています。

これらの財源として、国・県補助金、財政調整基金などを充て、歳入歳出それぞれ4837万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ59億1213万円としました。

### 補正の主なもの

歳入(収入)	
国庫支出金追加	140万円
財政調整基金追加	1,253万円
雑入追加	3,170万円
歳出(支出)	
議会費追加	199万円
公共施設調査委託料追加	191万円
老人対策費工事費追加	2,064万円
障害者自立支援費追加	297万円
母子健康対策費追加	369万円
道路橋梁費追加	228万円
教育費事務局費追加	513万円
教育費小学校費追加	264万円

### その他の予算

その他3件の補正予算について可決しました。

○ 老人保健特別会計 (全員賛成)

○ 後期高齢者医療特別会計 (賛成11・反対1)

○ 水道事業会計 (全員賛成)

6月定例議会は、6月4日から18日までの15日間の会期で開催されました。

町長より提出された一般会計補正予算をはじめ、重度心身障害者医療費支給条例の改正や100条委員会の設置など27議案を審議しました。

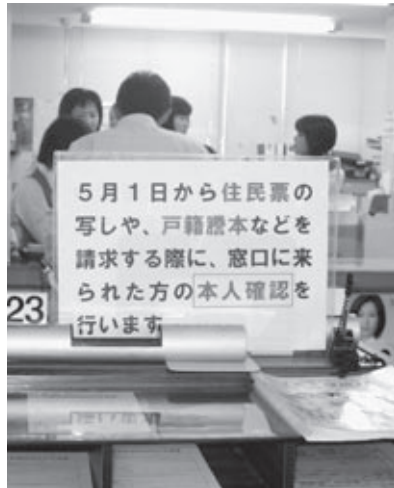
# 専決処分の承認（11議案）

## ○第3者の戸籍請求制限や虚偽の届出防止

（全員賛成で承認）

個人情報保護するため本人以外が戸籍謄本な

どを請求する場合の制限や、虚偽の届出により戸籍に真実と違う記載がされることのないよう本人、または代理権限の確認が行われます。



住民票や住民基本台帳の写しや写真の付いた証明書の提出や請求のときは、住所や氏名が記載された住民基本台帳カードなどが必要で

## ○ふるさと納税制度や特別徴収制度の創設など

（賛成9・反対3で承認）

地方税法等の改正により、ふるさと納税や公的年金からの特別徴収制度の創設、および譲渡所得や配当所得に係る軽減税率などの改正をしました。

## ○国保税条例の公布・施行日を改正

（全員賛成で承認）

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日公布、施行されたため、3月議会で可決された国保税条例の施行日を5月1日に改めました。

## ○平成19年度一般会計予算を補正

（全員賛成で承認）

地方交付税などの確定が遅れたこと、歳出の執行残を減額したことなどにより、歳入歳出それぞれ1億5220万円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ61億8099万円としました。

## ○平成19年度国保会計予算を補正

（全員賛成で承認）

平成19年度予算において療養諸費が不足したため、関係予算項目を調整し、予算総額を22億4233万円としました。

## ○平成19年度下水道会計予算を補正

（全員賛成で承認）

平成19年度の決算額が確定したので、関係予算項目を調整し、予算総額

を8億3569万円としました。

## ○平成19年度かんがい施設会計予算を補正

（全員賛成で承認）

平成19年度決算で繰越金などの額が確定したので、関係予算項目を調整し、予算総額を3165万円としました。

## ○平成19年度谷山池パイプライン会計予算を補正

（全員賛成で承認）

平成19年度決算で繰越金などの額が確定したので、関係予算項目を調整し、予算総額を1500万円としました。

## ○平成20年度国保会計予算を補正（1号）

（全員賛成で承認）

平成20年度会計において、老人保健拠出金が不

足したため、関係予算項目を調整し、予算総額を20億7263万円としました。

## ○平成20年度国保会計予算を補正（2号）

（全員賛成で承認）

平成19年度の歳入歳出決算見込みで、歳入不足が生じたため、平成20年度の歳入を繰り上げ充用し、平成20年度の予算総額を21億8897万円としました。

## ○平成20年度老人保健会計予算を補正

（全員賛成で承認）

平成19年度の歳入歳出決算見込みで、歳入不足が生じたため、平成20年度の歳入を繰り上げ充用し、平成20年度の予算総額を2億2995万円としました。

### 固定資産評価員の選任に同意

本年4月1日付の異動により、後任の熊井照明 税務住民課長を固定資産評価員に選任することに同意しました。



熊井 照明 氏



# 条例の改正

## 母子家庭等医療費

	現 行	改正後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭</li> <li>養育者家庭</li> <li>一人暮らし寡婦</li> </ul> ※74歳まで対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子家庭</li> <li>父子家庭</li> <li>養育者家庭</li> <li>(一人暮らし寡婦は廃止。平成22年度途中まで経過措置あり)</li> </ul> ※75歳以上も対象
所得制限	・児童扶養手当準拠	・変更なし
自己負担	・初診料、往診料の自己負担分	・通院 800円/月 1医療機関 ・入院 500円/日 (月上限7日)

父子家庭も医療費支給対象に

(賛成9・反対3で可決)

県の医療費支給制度改正に伴い、「母子家庭等医療費の支給に関する条例」が、「ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例」に改正されました。これにより、平成20年10月1日から、対象者に「父子家庭」が追加、「一人暮らし寡婦」が廃止され、初診料・往診料の自己負担額も変更されます。

### 反対討論

大きな福祉の後退です。鞍手町の寡婦助成対象者は71名、370万円です。予算削減により医療の抑制が掛かり、命を落としかねない、生存権を奪うものです。今、税金の値上げ、相次ぐ物価の値上げで、女性が1人で生活するのは大変です。弱者を守る、福祉を後退させない立場から、この改正に反対します。(松本 典子)

えて、今まで無料だった65歳以上の障害者も自己負担をすることになります。

## 重度心身障害者医療費

	現 行	改正後
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(身障手帳1、2級)</li> <li>知的障害者(IQ35以下)</li> <li>重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者</li> <li>知的障害者</li> <li>重複障害者</li> <li>精神障害者(精神保健福祉手帳1級)</li> <li>※精神病床への入院を除く</li> </ul>
所得制限	・なし	・特別障害者手当準拠
自己負担	・65歳未満 初診料、往診料の自己負担分 ・65歳以上 無 料	・通院 500円/月 1医療機関 ・入院 一般 500円/日 低所得 500円/日 (月上限20日)

医療費支給対象を精神障害者まで拡大

(賛成9・反対3で可決)

県の医療費支給制度改正に伴い、「重度心身障害者医療費の支給に関する条例」が、「重度障害者医療費の支給に関する条例」に改正されました。これにより、平成20年10月1日から、対象者に「精神障害者」が追加、認定時には「所得制限」を適用、また65歳未満障害者の自己負担額の変更に加え、

### 反対討論

この改正で、65歳以上の障害者は医療費の自己負担をしなければなりません。わずかな収入で生活している障害者にとって負担が発生することは、生活を大変圧迫するものであり、この改正には反対します。(香原 暉)

## 消防団員の退職報奨金の見直し

(全員賛成で可決)

5年未満の期間を定め任用する機能団員等短期任用団員は、5年以上の勤務を要件とする退職報奨金の支給になじまないため、退職報奨金の掛金および支給の対象外としました。

男女共同参画審議会と小学校統合についての検討委員会を設置

(全員賛成で可決)

男女共同参画社会の形成を目指し、条例案や基本計画案を検討する「男女共同参画審議会」と、室木小学校と西川小学校の統合について調査・検討をする「室木小学校と西川小学校の統合についての検討委員会」を設置しました。

## 剣第2と西川第2 保育所を民間委託

(全員賛成で可決)

保育所の民間移管を検討していた「町立保育所民営化に係る移管先法人選考委員会」から5月16日答申が出され、移管先法人が決まったので、剣第2保育所と西川第2保育所を町立保育所から除くことになりました。

## 給水人口と1日の 最大給水量を変更

(全員賛成で可決)

水源の水質悪化や臭気除去対策として、前ろ過装置を設置することになりました。変更認可申請をおこなうため、給水人口を「20000人」から「17800人」に、1日最大給水量を「10000m<sup>3</sup>」から「8800m<sup>3</sup>」に改めました。

## その他の 議案

### 保育所に関する 財産の処分

(全員賛成で可決)

剣第2保育所と西川第2保育所の民間移管に伴い、建物などを無償で譲渡、用地を無償で貸付けることになりました。

## 請負契約

### 流域関連公共下水道 道事業

西川処理分区管渠築造  
工事(第1工区)  
(全員賛成で同意)

#### 【契約の相手方】

大山・福山共同企業体  
代表者

大国土木 株式会社  
代表取締役

大山 忠雄

#### 【契約金額】

7335万3千円

#### 【工期】

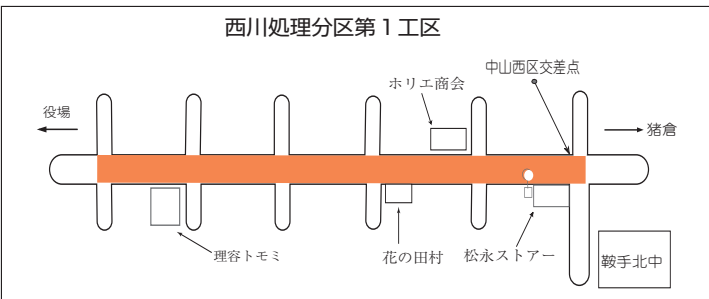
180日間

平成20年7月1日から  
平成21年4月1日まで  
平成20年12月27日まで

#### 【契約の相手方】

社会福祉法人  
明星福祉会  
理事長 廣松 平之

西川処理分区第1工区



## 陳情

前回継続審査としていた2件のうち、1件は取り下げられました。残りの1件については趣旨採択としました。

### 幸ノ浦ため池災害防止 工事に関する陳情

(賛成10・反対2で採択)

#### 【要旨】

幸ノ浦地区は、赤水鉦害のため農業用水に使用できる水がなく、それに代わるかんがい用水として長年幸ノ浦ため池が使用されてきた経緯があります。ただ、過去に大雨のため堤防が決壊し、下流住民の住家に土砂が流れ込むという災害に見舞われたことがあります。

このため鉦害事業団(当時)が災害防止工事を行いました。完全ではなかったためその危険性は残ったままです。

福岡県の鉦害課に相談したところ、農林事務所管轄の災害防止事業に該

当するのではということでありました。

下流周辺の災害を防止し、住民の不安を1日でも早く払拭するために、幸ノ浦ため池災害防止工事の早期着工を陳情します。

#### 【陳情者】

八尋区長 小野 隆俊

#### 趣旨採択の理由

災害防止工事をし、住民の不安を払拭するという目的は理解できるが、調査の結果、当該地は町管理のため池ではないことや民有地であることなど、県の補助基準も満たしておらず、着工についても不確定なため。

# 行政報告

## 消防本部職員削減計画に伴う出張所職員配置体制の変更

消防本部の予算総額は、ここ数年9億円を越す状況にあります。構成市町自体も財政の健全化に取り組んでいる今、消防本部も行財政改革の観点から調査研究、検討を行ってきました。

その結果、住民一人当たりの消防費は県内で一番高く、予算の9割近くを占める

人件費の削減を行わなければ、今後、消防財政の負担増に耐えられないとの結論に至ったものです。

具体的に、平成21年度から平成25年度まで隔年で若宮、小竹、



平成25年には2班10人体制となる鞍手出張所

鞍手出張所の順に、1班

8名の2班16名体制（災害同時方式）から1班5名の2班10名（災害乗換方式）に変更するものです。退職者分は不補充とし、平成25年4月までに今の97名の職員を83名に減らす計画となっています。

今後消防本部一丸となって対応するとともに、消防団の協力を得ながら住民の生命と財産を守るよう努力します。

## \*災害乗換方式

火災や救急の出勤要請があった時、先に要請があった方に対応するもので、仮に救急出勤中に火災が発生した場合は、本部から消防隊が出動することになります。

## \*災害同時方式

現在行っている方式で、出張所から救急隊、消防隊が同時に出勤する方式です。

## 次期電算システム更新に係る三菱電機株式会社への辞退

本町の電算システムは、昭和61年度三菱電機製を導入し、以来レベルアップを図りながら今日に至っています。

しかし、昨年12月、三菱電機から事業方針を転換し、自治体向けの事業を縮小、現在使用して

現在の三菱電機製コンピュータ機器



いるシステムの保守を平成25年度末を持って終了するという話がありました。

同様のシステムを利用している他の自治体と結束して三菱電機と協議を行いました。本年4月、正式に平成23年11月予定のシステム更新の業者選定から辞退するとの通知がありました。次期電算システムの更新の際は、三菱以外の業者、機種を選定し、データ移行や開発を行うこととなりますが、移行には時間と多額な費用が必要となります。

このため、来年度にはプロジェクトチームを立

ち上げ、対策を講じるよう考えていますが、移行作業の状況については議会に報告し、協議をしながら円滑に作業を進めることにしています。

## 町立総合プールの一部運用休止

鞍手総合プール（中央公民館敷地内）は昭和61年3月開設されたもので、今年で22年が経過し、老朽化が進んでいます。今回休止を考えている

25メートル競泳プールは、平成17年度から漏水が確認されており、その水量は毎年増加しています。漏水の原因は循環パイプの破損と思われるのですが、地中に埋設されているため箇所が特定できず、修理が困難な状況です。また、プールサイドの亀裂も拡大しており、利用者の事故も懸念

されます。

## 遊泳プール2つで運営

そこで、本年度は競泳プールの運用を休止し、遊泳プール2つで運用することにしました。競泳プールは水を抜き、柵で囲むなど安全対策を講じ、事故防止をはかります。

来年度以降につきましては、全面改修が必要になることも考えられますので、経費や利用状況などを十分精査、把握しながら検討していきたいと思えます。



運用が休止される競泳プール（中央公民館敷地内）



# 質疑・答弁から

## 税条例の改正

**問** 条例を専決処分した理由は。

**答** 地方税法が、平成20年4月30日可決されたことにより専決処分しました。

**問** 専決処分できる場合として、地方自治法第179条第1項には4つの条件が設定されているが、どれに当たるのか。

**答** 「議会を開く時間がなく」ということで専決しました。

**問** ふるさと納税制度では、寄附先は全国どこでもよいのか。

**答** 寄附先の特定はありません。どこの自治体に寄附しても良いことになっています。

**問** 今後、納税者の争奪

戦が始まる可能性があると思うが、どのような手立てを講じていくのか。

**答** 現在、どのようにするか検討しています。早急に制度化させたいと考えています。



他自治体のふるさと納税PRチラシ

**問** 個人住民税の特別徴収があるが、これをしない場合何かペナルティーがあるのか。

**答** 税条例は地方税法に基づくもので、法律を上げる条例はできません。条例がなくとも法律があるので、課税額は天引きされます。

ペナルティーはないと思います。

**問** 天引き対象者でも、それ以外の払いやすい方法を取ることはできないのか。

**答** 納期は条例で決められます。ただし、天引きについて、鞍手町はしないということはできません。

## 附属機関設置条例の改正

**問** 男女共同参画審議会の構成委員は。

**答** 学識経験者1名、各種団体から5名、学校代表1名、議会議員1名、それと公募委員男女各1名の計10名です。

男女の比率でどちらか一方が10分の4未満にならないようにしています。

**問** 学校統合の委員会にも公募を取り入れ、町民の声を聞く考えは。

**答** 検討委員会の構成は、議会議員2名、区長から4名、PTAから4名、学校関係2名、行政3名の15名です。

一般公募で、たくさんの人に入ってもらってはということもありましたが、なかなか難しいところがあります。



公募委員も参加した行革推進委員会

**問** 団体からの代表者は、トップではない人に出してもらおうようにするべきでは。

**答** 団体の代表者は、会の中から選んでいただ

くことにしたいと思えます。関係のある団体にお願いします。必ず会長さんということではありません。

**問** 2つの審議会の開始時期と回数、結論を出す時期は。

**答** 共同参画は、12月議会に条例を提案したいと思えますので、7月から9回を予定しています。

統廃合は、夏休み過ぎ頃から始め、その後地元説明会などを考えています。

**問** 統廃合は最初から一方の学校ありではなく、距離や建物の状況を含めて考えるのか。

**答** どちらに統合するかということは、検討委員会で結論を出していただきます。現段階で学校を決めているということではありませぬ。そういう意見も含めて、今から検討して行きます。

## 母子家庭等医療費の支給に関する条例の改正

**問** 今回父子が入っているが、対象者の人数と1人暮らし寡婦の人数、予算は。

**答** 父子の人数は把握していません。1人暮らし寡婦は、71人です。

**問** 1人暮らし寡婦71人の医療費を切って補助しないというのは、弱者切捨ての内容だと思いが、今後寡婦はどのように生活すればいいと考えているのか。

**答** 県は、全国で1人暮らし寡婦に助成をしているのが、他に4県のみであること、福岡県と同様の助成制度は福井県にあるが、そこでも母子家庭であった寡婦のみに助成をしているなどの理由で廃止としています。

廃止した分の財源は、乳幼児医療費に充てるとのことです。

**問** 人数の少ない父子を入れて、寡婦を切ってしまう状況で本当にいいのですか。寡婦に対する助成なり、対策はないのか。

**答** 寡婦の方にも助成できればいいのですが、財源の問題があります。福祉に重きを置かなければいけないと思えますが、その中でも先ず乳幼児医療対象を引き上げ、寡婦は22年度をもって廃止で行きたいと思えます。

## 重度心身障害者医療費の支給に関する条例の改正

**問** 県の制度改正のとき、意見を言う場はないのか。

また、65歳以上自己負担を実施した場合、町として自己負担の補填は考えられないか。

**答** 前向きに検討するというところでご理解ください。

## 保育所設置条例の改正

**問** 2つの法人から応募があったので1園ずつになると思っていたが、2園とも1つの法人が受けることになった理由があるのか。

**答** 2つの法人から応募がありました。1つの法人は2園とも受けず、他方は1園だけ受けますということでした。委員会では、これを条件とせず、良い法人を選ぶことにしました。

**問** 委員会の中で、2つを受ける法人を選ぶという方向を出していたのか。

**答** 行政から2つ受けるということではなく出していません。委員が意見を出し合い、採点をし、その結果2つ受けて頑張りますという法人に決まりました。

**問** 議会で可決されたのち協定書を結ぶことになるが、検討委員会では2園を必ず運営するよ

うに入れることになっていたが。

**答** 契約書案には、第三者への譲渡禁止、施設の目的外使用の禁止、違反があれば町へ返還し、それまでの費用は請求しないという項目を入れていきます。

**問** 譲渡禁止や目的外使用

用と2園の運営とは別物だと思えます。数年後には児童数が減るので、経営効率化のため2園を1園にする可能性があるが、どう思うか。

**答** 先進地の事例などを勉強し、今言われたようなことも入れて、最終的に契約を結びます。

## 水道事業の設置等に関する条例の改正

**問** 上水処理に前処理ろ過装置を設けるための条例改正だが、装置を設置するのはいつ頃か。

**答** 今年、事業変更認可申請をします。来年6月頃、実施設計業務委託を発注する予定です。工事としては、22年から23年の2カ年を計画しています。



民間委託される剣第2保育所と西川第2保育所



前ろ過装置が設置される浄水場 (中山北区)

**問** これによって、水道料金に影響すると思うが、どう考えているのか。

**答** 実施設計をして工事の方向性が出たのち、事業費、補助金などを算出しないと料金の目安ができません。継続検討課題としています。

### 平成19年度かんがい施設特別会計補正予算

**問** 今回の補正で利子が追加されているが、利子配当が付いている元本はいくらか。またその内訳として、定期預金がいくらで利率はいくらか、国債の総額はいくらか。

**答** 預金利子の元本は2億1553万2497円、預貯金の利息だけで86万5253円になり、30000円の追加です。国債証券は、額面32億円の5年利付国債で、利息が1600万円です。

す。今回利息の追加が30万3436円です。

**問** 基金の元本は、土地開発公社に22億円を支払った残りになるはずであり、その中から1億6090万円が横領されたのならば、基金の金額には不足があるはずだが。

**答** 開発公社から22億円で土地を買いました。かんがい基金から同額を引いた残りから1億7090万円横領されたということです。

**問** ここに計上されている利子は、元本にずれがあるわけだから利子自体も狂ってくるはずで、その金額とここにある額に差異があるのなら、間違った額が計上されているのでは。

**答** 地域支援課に担当者を行かせ、決算や基金について確認させましたが、求償権がありお金が完全に消えたわけではないので、予算上、決算上はこのままの処理で良いということです。

**問** 求償権があるということだが、専決処分したものでも求償権は発生するのか。

**答** 今回横領された額について、損害賠償を求めるといいうことですが、金額が確定し、それが入ってきた時点で歳入として受け入れることになります。

### 平成20年度国保特別会計補正予算

**問** 鞍手町では5年連続の繰り上げ充用で、額も雪だるま式に増えている。この自転車操業をいつまで続けるのか。

**答** 次年度以降、赤字解消に向けて努力したいと思っています。

**問** 繰り上げ充用では赤字額が出てこない、また財政健全化法の中に入っていない。

**問** 町民全体で取り組むべき問題と思うが、赤字決算をする考えは。

**答** 会計年度経過後に歳入が不足するときは、繰り上げ充用をして赤字部分に充てることになっていますので、赤字決算をすることはできないと思います。

**問** このままでも財政健全化法の中で赤字として認識されるのか。

**答** まだはっきりとした指針が示されていません。これから明らかになると思います。今後は県などの指導を仰ぎながら、推移を見守ることにしています。

《かんがい施設維持管理運営基金》  
平成19年度基金残高 3,269,610,689円

内訳		(単位:円)
JA直轄	定期	22,000,000
	定期	81,254,186
西日本シティ銀行	定期	60,000,000
日興コーディアル証券	国債	1,500,000,000
	国債	600,000,000
大和証券	国債	600,000,000
野村証券	国債	300,000,000
	国債	90,000,000
小計		3,253,254,186
償還損金		16,356,503
合計		3,269,610,689

かんがい施設維持管理運営基金の残高一覧表

鞍手町国民健康保険会計の決算状況

単位：千円

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
歳入総額	1,501,670	1,535,707	1,661,911	1,809,639	1,829,170	2,069,177
歳出総額	1,497,940	1,555,761	1,676,050	1,823,373	1,878,060	2,076,279
差引残額	3,730	△ 20,054	△ 14,139	△ 13,734	△ 48,890	△ 7,102
繰上充用額	0	0	20,054	34,193	47,927	96,817
累積赤字額	0	△ 20,054	△ 34,193	△ 47,927	△ 96,817	△ 103,919
基金残高	13,189	772	782	782	782	784



平成20年度  
一般会計補正予算

**問** 隣保館の運営費で管理職職員特別勤務手当が上がっているがなぜか。

**答** 組織再編に伴って福祉人権課が隣保館の運営担当となり、児童福祉班の班長が管理職となったので、このようになっていきます。



隣保館の運営を担当する福祉人権課

**問** 隣保館には嘱託職員を含め臨時職員が4人おり、他の市町と比べても

多い。これらの職員が違う仕事をするので、町民は助かると思うが。

**答** 管理職手当について質問だと思います。福祉人権課の班長は、隣保館も担当していますし、保育所も女性政策も担当しています。グループ制により、今の班長は以前の課長職と同等の仕事分野を持っています。隣保館だけの職務で付いている管理職手当ではありません。

**問** この補正は、職員の異動に伴う人件費が主なものと思うが、管理職手当や期末手当など含む手当全体の増減はどうだったのか。財政的にはどうだったのか。

**答** 人件費については、総額で317万9千円の増となっています。

**問** 住民は、課長が減ることによって財政効果があるものだと思う。しかし、実際は300万円以上の増額で

財政再建にはなっていない。庁舎のレイアウトを変えるのにいくら掛かったのか。

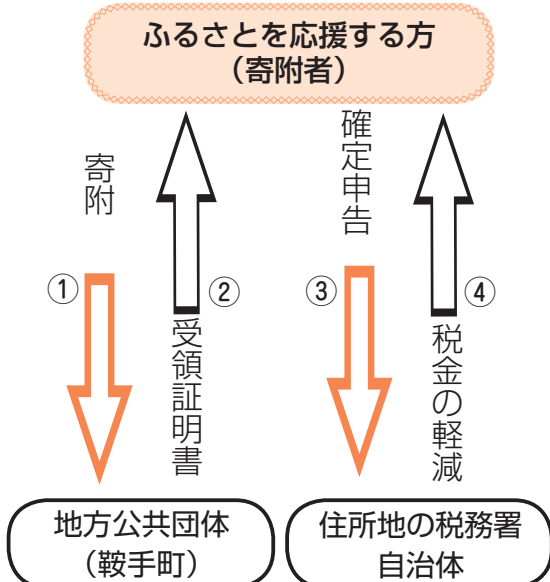
**答** 電算や電話の移設、備品の移動などに費用は掛かりましたが、今資料を持ち合わせていません。

**問** 課室局を統合し、財政再建をはかることが目的ではなかったのか。財政効果がないとすればこの統合はプラスになったのか。班として業務に当たり、複数で管理する効果はあると思うが、導入してよかったのか。

**答** グループ制を施行して2カ月間が過ぎ、良くなったという課もあれば、スムーズに行かなくなったというところも一部あります。

今後検証して、悪いところは改め、より良いものにしていきたいと思えます。

【ふるさと納税制度のイメージ】



納税者が、鞍手町などの地方自治体に5,000円を超える寄附(ふるさと納税)をした場合に、5,000円を越える部分について、個人住民税の所得割額のおおむね1割を限度として、住所地で納める翌年度の個人住民税や所得税から税額控除を受けることが出来ます。(確定申告の際、鞍手町が発行する受領証明書が必要です)

百条委員会経過報告

7月14日現在、百条委員会を4回開催しました。経過(概要)を報告をします。

- 第1回(6月17日)  
百条委員会の方針、進め方などについて協議を行いました。
- 第2回(6月26日)  
参考人として古野副町長を呼び、役場内調査委員会の調査の状況に関して質問を行いました。
- 第3回(7月7日)  
参考人として篠原前町長、田中元収入役、古野前監査委員を呼び、基金の運用や決裁、監査の方法や状況などに関して質問を行いました。
- 第4回(7月14日)  
証人として梶原元会計収納対策課課長補佐を召喚し、公金横領の事実確認や動機、横領の方法、横領したお金の使途などについて尋問を行いました。

以上が、第4回目までの経過(概要)です。

※百条委員会は、原則公開であり傍聴できます。当日受付をしますので、開催日や傍聴については、議会事務局にお尋ねください。

# 意見書

議員発議による意見書4件を全員賛成で可決し、関係機関あて送付しました。

## 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

【要旨】 子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望します。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること
2. 予防推進を図るため、接種への助成を行うこと
3. ワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して必要な対応を行うこと

【提出者】

川野 高實

【送付先】

内閣総理大臣 福田 康夫  
厚生労働大臣 福田 康夫  
外添 要一

## 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書

【要旨】 地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、政府に対して以下の事項について強く要請するものです。

記

1. 洞爺湖サミット初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言し、皆で行動する日と定めること
2. 当日はCO2削減のため、ライトダウン運動など啓発イベントを開催し、行動する機会の創出に取り組むこと
3. クールビズやウォームビズについて認知度を深めるとともに、温度調節などの実施率を高めること
4. 国民参加型運動の普及促進を図り、協賛企業

の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること

5. カーボンオフセット(温室効果ガスの相殺)について関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること

【提出者】

川野 高實

【送付先】

内閣総理大臣 福田 康夫  
環境大臣 鴨下 一郎

## 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書

【要旨】 使用済みの携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く求めます。

記

1. 携帯電話の回収促進のために必要な法整備をおこなうこと
2. 携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと
3. 充電器の標準化や説明書の簡略化等による省資源化を実現すること
4. 高度なりサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと

【提出者】

川野 高實

【送付先】

内閣総理大臣 福田 康夫  
総務大臣 増田 寛也  
ほか

## 日本映画への字幕付与を求める意見書

【要旨】 情報バリアフリーを図り、聴覚障害者も映画を楽しめる社会を目指すため、以下の事項について早急に実施するよう、強く要望します。

記

1. 日本映画や日本語映像への字幕付与を義務付けること
2. 誰にでも理解できる字幕付与に関し、一定の規格・規定を定めたガイドラインを策定すること
3. 日本映画への字幕付与が進むよう、財政的支援措置を講じること

【提出者】

川野 高實

【送付先】

内閣総理大臣 福田 康夫  
総務大臣 増田 寛也  
ほか

# 知りたいこと 望むこと

## 8人の議員が一般質問

小学校就学前まで乳幼児医療費の完全無料化を

町長―5歳から就学前については  
前向きに検討



宇田川 亮 議員

**質問** 県は乳幼児医療費の助成を小学校就学前まで拡大し、町は3月議会まで5歳未満までを10月から完全無料化としました。

県の医療費助成制度が拡充されることで、どの位町の負担は軽減されますか。

**保険健康課長** 町が拡大した部分の自己負担分は、年間615万円になります。町費の軽減は、県の補助金分です。2分の1の307万円です。ただ、20年度は補

助金の対象期間が4カ月間ですので、約100万円の軽減を見込んでいます。

**質問** 今回の改正には、県の医療費拡大の就学前の部分が提案されていませんが。

**町長** 制度を県に合わせるかどうかですが、就学前の部分については、前向きに検討するつもりです。

**質問** 県は、母子家庭や障害者の医療制度も改正し、これによって自己負担が新たに発生することになりました。

**町長** 県と同様の助成をするという前提で、検討したいと思います。

後期高齢者医療制度には独自の改良策を

現時点で独自の策は考えていない

**質問** 後期高齢者制度は、内容を知れば知るほど怒りがこみ上げます。

この制度がある限りは、町として町独自の改良策を考えるべきでは。

**町長** 今国で、低所得者に対する保険料軽減など問題点を協議しているところであり、町として現時点で改善策は考えていません。

**質問** 国保のような医療費貸付制度を早急に作るべきと思うが。

**町長** 貸付制度の創設ということですが、今は考えていません。

不正がすぐに分かる  
チェック体制を

システムの的な対策を講じます

**質問** 公金横領事件ですが、本人は基金と生命保険の手数料から横領しましたと申告しているようですが、他にもあるかも知れません。不正をしたら直ぐに分かるチェック体制を作る必要があるのでは。

**町長** 今回の事件は、住民の信頼を裏切る行為で、あつてはならない事件です。梶原個人の資質が最大の要因ではありますが、組織にも大きな問題点があります。事件がおきた要因をチェックし、対策を講じなければいけません。町民の信頼を失ったことは、町政の円滑な運営を阻害するものであり、職員それぞれが認識しなければいけません。

今後システムの横領などできないよう、チェック体制、事務の執行方法の改善、人事管理の徹底を図り、信頼回復に向け職員一丸となって全力で取り組みます。



## 通学路では自転車通学が安全に できるように

教育長―関係機関と協議しながら  
整備を図りたい



原 哲也 議員

トル。うち、北中校区は6593メートル、南中校区は800メートルです。

**教育長** 自転車通学が許可されている生徒は、北中209名、南中108名です。

**質問** 現在自転車通行可が出ている歩道でも、通行は無理ではないかという箇所があります。

**町長** 町内には、自転車通行可の区間はどのくらいありますか。また、北中、南中で自転車通学が許可されている生徒数は。

**町長** 自転車通行可の区間は、県道に5カ所、町道に4カ所、計9カ所。総延長は7393メートル。



歩道を通れない自転車通学の生徒

今後、歩道の整備も含めて考えていただきたいと思いますが。

**教育長** 関係機関と協議しながら、整備を図っていききたいと思います。

### 新北東町及び西町の道路冠水対策は

**新北5差路改良工事で改善されると思う**

**質問** 昨年の7月2日未明から15時までの雨量が156ミリに達し、新北東町及び西町の道路が冠水、床下浸水もできましたが対策は。

**町長** 県のほうで今、新北5差路改良工事が行われています。それに関連する水路整備ができません、冠水被害が緩和されるのではないかと考えています。

**質問** コンビニストアリック左側の新北橋は、現在直径30センチ位の土管が1本入っているだけ

です。ここが抜けると上流の冠水被害が解消できるのではありませんか。

**建設課長** 水路については、県と協議を行っています。

新北橋は、ボックスを入れて下流へ放流する計画と聞いています。

## 公金横領についての説明責任はどう果たすのか

町長－真相がはっきりした時点で責任は果たします



日高 直幸 議員

**質問** 今回の公金横領事件の影響で、今年度当初の財源不足に横領額を加えて、約4億円を超え大きな穴が空いています。

加えて町民の信頼が揺らぐ中で巨額の不正、地に落ちたと言わざるを得ません。  
町民の信頼回復の考えは。

**町長** 1億8千万円を横領されたことは、非常に憤りを感じるとともに、町民の皆様にご迷惑をかけていることは重々反省しています。

**質問** 町長は、本来真っ先に取り組むべき町民に対する説明責任を、後に追いやっていっているのではないのでしょうか。

6月の「広報くらて」が各世帯に配布されましたが、トップ記事は後期高齢者医療制度の説明で、すべての町民が関係のある公金横領事件の関心の記事は一行もありません。チラシも入っていません。

町長は、十分認識している旨の答弁をしていますが、町民に対する説明責任は、どのように果たされたのか。



広報くらてには事件関係の記事は無かったが...

**町長** 6月の広報は、5月末には区長のところに行っています。28日に免職処分をしたので、時間的に暇がなかったという事です。決して町民に報告を遅くしたということではありません。今から事件の真相がわかってきます。最後には私の責任でやっていきたいと思っています。

**質問** 私は、町民に対してどのように説明責任を果たすのかと質問したのですが。

**町長** 事件が発覚した時点で、真相究明中であるので、はっきりした時点で説明責任はしますと言っています。

**質問** 町民に知らせるチラシなど、広報の中の折込は出来なかったと言われますが、もう10日以上になります。新聞に色々書かれています。町民には行政のトップの名前で、こういう事件がありましたという知らせも無いのです。その辺は、迅速にかつ緊急にやるべきだと思いますが。

**町長** その時間が無かったという事で、意図的にしなかったわけではありません。今から事件の真相が分かっています。それを機会に周知徹底を図って行きたいと思っています。なお、記者発表すると同時にホームページでは、お知らせしています。

## 公金横領についてのはどのような認識しているか

町長―厳正に対処し、信頼を取り戻すよう尽くします



星 正彦 議員

しないと税金を払わないという町民の声は、率直な感情だと思います。その結果、町民の納税意識を低下させる要因になるのではありませんか。

**質問** 公金横領事件は、行財政改革に逆行し、町民に対する背信行為です。町長はどのように認識しているのですか。

**町長** 公金横領調査委員会を立ち上げ、警察と連携して事件の全容解明を行っています。

私自身の監督責任を含め、厳正に対処するとともに、町行政事務執行方法を直視し、町民の皆さんの信頼を取り戻せるよう全力を尽くします。

**質問** 横領事件が解決

**町長** 税金の滞納者に厳しく徴収した者が、公金を横領したことに私も憤りを感じています。

**質問** 一職員が起こした不祥事が、全職員に対する不信となっていました。

このため、職員の意欲とか情熱が半減していくのでは。

**町長** 職員に綱紀粛正の通達を出しました。職務に対する意欲は低下させず、かつ、町民の皆さんの理解を得るようにはします。

**質問** 行政への不満を取り除くためには事件の真相を明らかにし、責任の所在を明確にすることが必要です。チェック体制が甘すぎ、人事管理

に問題があったのでは。

**町長** 前収入役室は独立機関でしたが、今回グループリングを引いて人事の交流を図ったところ、事件が発覚しました。

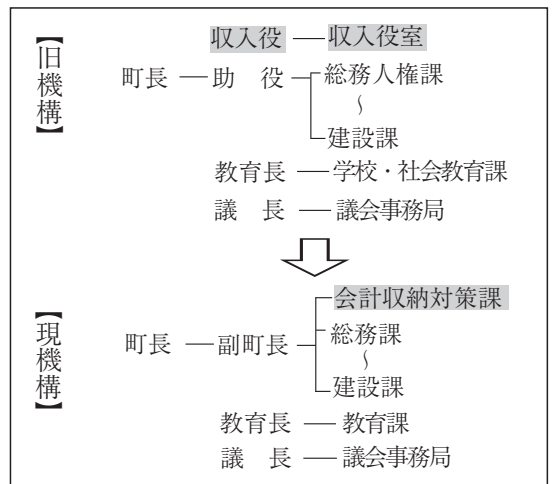
**質問** 2年前に前篠原町長から町政を引き継いだとき、町長は基金等を含めた事務引き継ぎをされたと思いますが、基金はチェックしたのですか。

**町長** 一般的な事務引き継ぎは書類で行いました。原本、基金のチェックはしていません。会計は、倉田収入役から諸富会計管理者に代わりました。

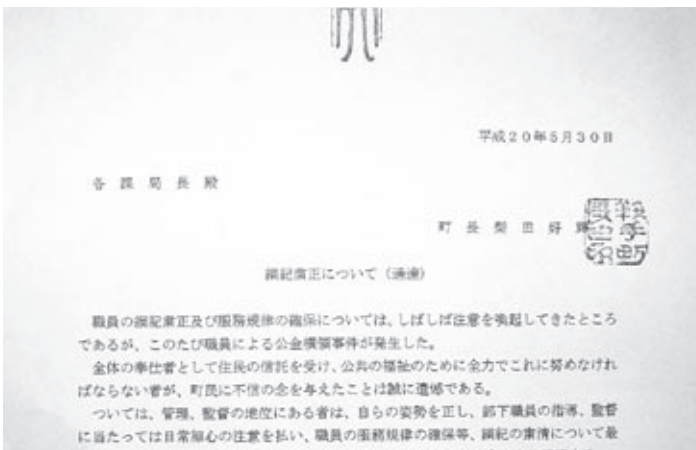
**質問** 土地開発公社の22億円の借り入れを、基

金を繰り入れて一般会計で精算した時、原本のチェックをしなかったのですか。

**町長** 基金は、国債と定期預金で運用していました。満期の国債を一般会計に繰り入れて土地開発公社の土地を取得し、金融機関に返済しました。現金、残高証明の確認はしていません。この時期にはすでに横領されていた。実態が分かればすぐに発表します。



綱紀粛正に関する通達文書



## 横領されたお金はどのようにして穴埋めするのか

町長―推移を見守り、協議しながら解決を目指します



岡崎 邦博 議員

**質問** 基金や利子、配当はどのような帳票で管理されていましたか。

**副町長** 基金には台帳があります。元金に付いた利子は、予算に計上しています。

**質問** 郵便局の定期預金が現金となるのは解約時か満期の時、定期預金は解約時か現金化した時でないか、利子は付かないかと思いませんか。

**副町長** 利子は年1回

計上しています。途中に入ってきて、予算に上げるのは年1回、揃えて上げています。

**質問** 解約する時や満期時には決裁が必要と思うが、どういう決裁をしていたのですか。

**副町長** 定期はおろさない時には自動継続で、国債は必ず買い替えまです。最終的には、町長の決裁と聞いています。

**質問** 横領された金額と基金の名前は。

**会計収納対策課長** かんがい施設維持管理運営基金が1億6090万円と、国債分が1千万円です。

**質問** 横領されたお金

は、どのようにして穴埋めしますか。

**町長** 今後の推移を見守り、皆さんと協議しながら解決していかねばならないと思います。

### 消防本部職員削減計画の概要は

平成25年度までに出張所を乗換方式に

**質問** 広域消防本部職員削減計画の概要は。

**町長** 平成21年度から25年度までに、各出張所を乗換方式にするものです。

**質問** 平成25年度から本町では、16人から10人体制、常時5人だったのが3人で消防車と救急車を乗換え出動する体制ですが、どういう考えで承されたのですか。

**町長** 消防本部でも行革をやらなれないといけない、そのための計画です。

21年度の若宮出張所の状況を見ながら、必要があれば見直しを行うことになっていきます。

### 学校施設の耐震化は

財政状況を見ながら努力します

**質問** 81年の耐震基準を満たしていない施設とその割合は。

**教育長** 校舎と体育館それぞれを1施設とする、13施設が満たしておらず、72%になります。

**質問** 平成18年度から20年度までの耐震化の事業は。

**副町長** 優先度調査はしています。順番に応じて耐震診断をする計画です。

**質問** 本町の耐震の基本計画、実施計画は。

**副町長** 教育委員会で作成しています。予算が

必要ですので、財政と教育委員会とで協議しながら努力します。

## 後期高齢者制度の中止・廃止を

町長―今、率先して止めるとかの行動は考えていません



松本 典子 議員

**質問** 75歳という年齢だけで区切られるこの制度は、お年寄りを大切に、長生きできる制度ですか。



保険料特別徴収不服申請に参加した高齢者(県庁)

**町長** 制度の趣旨や仕組みなどが十分理解されず、運用面の問題も指摘される状況にあります。必要を見直しを行い、より良い制度にしなければなりません。

**質問** 5月28日、年金から後期高齢者の保険料を天引きする、この内容にお年寄りが怒り、不服申請に行きました。スタートして2カ月で、全国で不満が渦巻くこの制度は、中止、廃止しかないと考えますが。



**町長** 町民の意識がそういう形になれば考えなければいけないと思いますが、今、私から率先してやめるとかの行動は考えていません。

**質問** 廃止された老人保健法の第1条にあった、国民の老後における健康の保持という言葉を削除し、医療費の適正化が明記されたのです。医療費を削ることが目的の制度です。

この内容に町長は痛みを感じないのか。

**町長** 制度そのものは悪くないと思います。ただ、内容に問題があると思いますので、今後意見を出していかなければいけないと思っています。

**質問** 75歳以上の人は健康診断もありません。早く死んでもいいですよ、ということもこの制度には含まれていません。これにどう対処していくのか。

**保険健康課長** 健診は

保険者に義務付けられ、後期高齢者については広域連合が行うことになっています。

現在県医師会との調整が遅れているため、受診券の発行が遅れているそうです。

### 町民の信頼はどう取り戻すのか

再発防止に一丸となつて取り組みます

**質問** 失った町民の信頼をどう取り戻すのですか。3年前の税務課職員による着服事件をどう反省し、どう活かされてきたのですか。

**町長** 前の事件後、チェック体制の強化などを講じてきましたが、会計収納対策課では十分な対策がとられていませんでした。

内部に不祥事件再発防止対策委員会などを設置し、再発防止に一丸となつて取り組んで行きます。

**質問** 町民の信頼回復のため、職員にも倫理条例を作る必要があると思うが。

**町長** 職員には、服務規程があり、地方公務員法もあります。条例については、今後検討させていただきます。

**質問** 横領されたお金はどうするのですか。

町民は、本人に返済能力が無いなら、役場職員全員の方で返してくれと言っていますが。

**町長** 横領されたお金については、事件の推移を見たうえで検討させていただきます。

**質問** 今回の件について職員の対応が悪いという声があります。また、この事件について、職員それぞれの気持ちを文書に書いていただきたい。

**町長** 職員の対応については、即刻指示します。レポートについては、検討したいと思います。

## 横領額の返済のため、町長がリーダーシップを取るべきでは

町長―事件の推移を見ながら検討します



香原 暹 議員

**質問** 横領事件について、横領額が膨らむことがありますか。

**副町長** 横領額は膨らんでいません。

他に無いかということですが、現在調査中であり、公表した額が今確定している額です。

**質問** 町民の方は、なぜこれだけ多額の公金を一人の職員が自由に扱えたのか、管理監督は一体どうしていたのか、監査はやっていったのか、本当にこれだけか、誰が責任

を取るのか、横領された額を誰がいくら穴埋めするのか、今後こういうことは起こらないのか、と思っています。

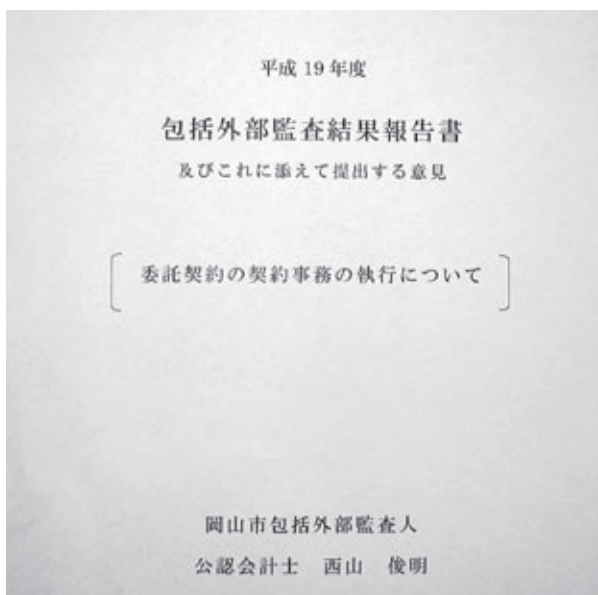
横領事件の全容説明のためにどのような手段、方法を講じますか。

**町長** 現在、副町長以下調査委員会を立ち上

げ、内部調査を行っています。直方警察署も立件に向け、調査をしているところですが、事件の核心部分については、司直でない調査委員会では難しいと思います。

**質問** 公金横領などの防止目的に外部監査を取り入れる自治体もあるようですが、本町でも必要では。

**町長** 外部監査をいれて真相究明をするということとは考えていません。



外部監査報告書

**質問** しかし、町民には一切責任は無く、1円たりとも迷惑をかけてはいけなと思うが。

**町長** 町民に迷惑をかけていることは、答弁しているとおりで。事件の進捗状況などを勘案しながら問題解決していく考えで、真相を早くつかむことが必要だと思っています。

**質問** 町民に迷惑をかけるないという決意をしていただいて、全額補填するそのリーダーシップをとっていただきたいが。

**町長** 事件の推移を見ながら検討します。

**小中一貫教育を試験的に実施しては**

**小・中の連携強化を促進します**

**質問** 小中学校における最近のいじめや不登校の傾向は。

**教育長** 平成8年度をピークに、毎年減少しています。平成17年度末には、小学校がピーク時の4分の1、中学校が2分の1になっていきます。本町では、平成18年度、19年度ともに認知は0です。

**質問** 中学校になると不登校が増える傾向にあるようです。宗像市では小中一貫教育にしたら、いじめも不登校も減ったということですか。

**本町でも試験的に実施しては。**

**教育長** 宗像市は一貫教育というより、小中連携を強化し、中学校に入る時に抵抗無く馴染めるように取り組んでいるようです。

本年度、本町でも小中交流という組織を作り、取り組んでいます。発展的な形になるよう努力します。

## ジェネリック医薬品の使用促進を図っては

町長―国保財政健全化に向け、促進していきたい



川野 高實 議員

**質問** 現在の鞍手町の国保財政の状況は。

**町長** 国保財政の状況は、平成11年度より悪化の一途をたどっています。10年度には8700万円あった基金保有額が、15年度には2千万円の赤字となり、19年度には1億1633万円に膨らむと予測しています。

**質問** 患者負担の軽減や医療財政健全化のため、ジェネリック医薬品の使用を進めては。



**町長** 政府及び県は、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用促進を進めており、平成24年までに使用を現在の2倍にし、30パーセント以上にするとしています。

町立病院は、県のジェネリック医薬品使用促進協議会の筑豊ブロックのモデル病院であり、町立病院の薬局長が委員として参加しています。財政健全化のため、ジェネ

リック医薬品の使用促進を図りたいと思います。

**質問** ジェネリック医薬品は、効能的にも変わらないし、20年間試されていますから安全です。

町として、ジェネリック医薬品の使用の目標や額については。

**町立病院事務局長**

19年度末の薬品採用数は907品目です。その中の100品目を使用しています。全体の金額の8.9パーセント、全国平均が5.2パーセントですので、多く使用していると思います。今後、質の確保と、患者負担の軽減を両立させていきたいと思っています。

### \*ジェネリック（後発）医薬品とは

最初に発売された薬は、特許に守られ開発したメーカーが独占的に販売します。（先発医薬品）

特許期間が過ぎると、他のメーカーも同じ成分、同じ効果の薬を作ることが出来るようになり（後発医薬品）、価格は新薬の2～8割に設定されています。

実施した診断は1次診断か2次診断か

1次診断による優先度順位で取り組む

**質問** 町が実施した耐震診断は、第1次診断なのですが、第2次診断なのですか。

**教育長** 第1次診断で

優先度調査を平成18年12月に行いました。その結果、剣南小学校の特別教室が老朽化しているということで第2次診断を行い、平成18年、耐震補強工事を実施しました。また、鞍手北中も第2次診断をしています。優先度調査の結果に基づいて、第2次耐震診断を行う施設の順位を決めています。今後は、町財政と協議をしながら、耐震化に取り組んでいきたいと思っています。

# 議会を傍聴して

## ちよつと一言

議会が身近に感じられました

町事業の無駄についても質問を

私は政治学級（ゆりの会）の皆さんと、定例会の初日を傍聴しました。国会では、あやふやな答弁が多いですが、町長の答弁は出来ること、出来ないことをはっきり言われ良かったと思います。議員も町執行部も、良く勉強され調べられているというところが素人の私にも良く分かりました。



公金横領事件に関しての質問が、6人の議員からありました。

同じような内容の質問に、同じような内容の回答を聞くことになり、途中からうんざりしてき

と思いました。

議員には、町事業の見直しや歳入の取り組み方、歳出の無駄などについても質問をお願いします。

(昭和通り区 女性)

(新延南区 女性)

## 表紙の紹介



表紙の写真は、6月14日、全校生徒で実施した田植え活動の様子です。

剣南小学校では、作物を作る喜びや自然の恵みを実感するため、毎年田植え活動を行っています。1年から6年までを縦割りにした班ごとに田んぼに入り苗を植えましたが、初めての水田に転びそうになる下級生を上級生が支えたり、植え方を教えたりと、ほほえましい姿が見られました。

子どもたちは、秋の稲刈り、収穫した米を使って行う餅つき大会を今から楽しみにしています。

## 編集後記

▼今年の梅雨は、よく雨も降りましたが、幸いなことに大雨の被害はなくて済みました。例年より早く梅雨が明けたと思ったら、今度は連日の猛暑です。熱中症には、十分ご注意ください。

▼残念ながら、当町で、前代未聞の不祥事が発覚いたしました。町民の皆様には、大変ご迷惑とご心配をお掛けしております。

▼議会は今、調査特別委員会（百条委員会）を立ち上げ、全容解明に全力投球中です。今回の事件については、町民の皆様には一切責任はありません。当人はもとより、当局と監視役の議会は大きい責任を感じなければならないところと思います。

▼夏休みに入り、海や山に親子の絆を深めるチャンスです。この機会に「家庭愛和」の実現を。

(香原 暹)

## 議会を傍聴しませんか

受付は、当日議会事務局で行います。不明な点は、お尋ね下さい。

次回は、9月議会です。

議会事務局 42-2111 (内線 331)

発行責任者

議会議長 仲野 守

編集スタッフ

委員長 香原 暹

副委員長 松本 典子

委員 原 哲也

委員 久保田正之

委員 栗田 幸則

委員 毛利 喬